

令和5年9月2日

軽自動車の貸し出し「ルール」について

標記について、自治会の共有財産である軽自動車について、会員からの借り入れ要望があった場合、一定のルールが必要となりますので、下記のとおりとしていきたい。

なお、自治会活動を優先することとし、貸し出し日程は調整することとする。

記

1 貸し出し「窓口」 自治会長 ☎090-3249-5107

2 借り入れの条件

(1) 自損事故により車両に損害があった場合は、借入者の責任において賠償することとする。

(2) その他、交通事故（対人・対物）については、自治会加入の保険で対応することとする。

(3) 借り受け者は、走行距離により燃料を負担することとする。

① 走行距離 10キロ未満、ガソリン1リッターを補充し返却すること。

10キロ～20キロ未満、ガソリン2リッターを補充し返却すること。

他、10キロ未満毎に1リッターを加算し燃料の補充し返却すること。

(4) その他、上記以外、トラブルが生じた場合は、借り受け者と自治会との協議により解決することとする。

(5) 貸し出しの際は、上記を確認（貸し出し票）させ、住所、氏名、連絡先等を確認することとする。

